

障害基礎年金・特別障害給付金・障害厚生年金 身 知 精

●支給条件

国民年金、厚生年金に加入している人が、何らかの病気や事故で一定の障がい状態になった場合、支給要件を満たしていれば「障害給付」が受けられます。

等級（障害の程度）は、障害者手帳の等級とは異なりますので、詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

●支給月

6月、8月、10月、12月、2月、4月

●窓口

区 分	届出受付窓口	支給に関する相談窓口
国民年金（障害基礎年金）	中央福祉事業所 保険年金課 浜名福祉事業所 長寿保険課 天竜福祉事業所 長寿保険課	浜松西年金事務所 浜松東年金事務所
特別障害給付金	中央福祉事業所 保険年金課 浜名福祉事業所 長寿保険課 天竜福祉事業所 長寿保険課	
厚生年金（障害厚生年金）	浜松西年金事務所 浜松東年金事務所	

中央福祉事業所 保険年金課 (中央区役所内) ☎457-2211
 (東) 保険年金担当 (東行政センター内) ☎424-0183
 (西) 保険年金担当 (西行政センター内) ☎597-1166
 (南) 保険年金担当 (南行政センター内) ☎425-1582
 浜名福祉事業所 長寿保険課 (浜名区役所内) ☎585-1125
 (北) 長寿保険担当 (北行政センター内) ☎523-2864
 天竜福祉事業所 長寿保険課 (天竜区役所内) ☎922-0021

浜松西年金事務所 ☎456-8511 (自動音声案内[1]) (〒432-8015 中央区高町 302-1)
 浜松東年金事務所 ☎421-0192 (自動音声案内[1]) (〒435-0013 中央区天龍川町 188)

※年金事務所に来所するときは、事前予約をお願い致します。

予約の申込は、予約受付専用電話☎0570-05-4890 または年金事務所で受付しています。

